

会 議 録

会 議 名	第5回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館 分館制度分科会	
日 時	令和2年10月21日(水) 9:30～12:02	
場 所	三瓶文化会館 2階 研修室	
出席者	会 員	16名／16名
	事務局	10名
傍聴	3名	
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	9:30 開会 開会あいさつ	
事務局	<p>【協議事項】</p> <p>(1) 分館と集会所の利用状況について</p> <p>資料5-1をもとに説明をする。</p>	
会員（三瓶）	<p>明浜地区で分館から集会所に移行した件についての説明があった。平成26年7月に、明浜地区2分館を廃止するため、条例改正について議会に上程し、議決されている。本来であれば、議決後、教育委員会は行政財産（教育財産）の用途廃止をし、市長部局にそれを届け出、財産を総務部長に引き継ぐという事務処理があるが、職員の事務の怠慢でできていなかったと、教育長から説明を受けた。</p> <p>現在の財産区分はどのような区分になっているのか。また、地域の方とスムーズに引継ぎができているのか。</p>	
事務局	<p>宮野浦、渡江、両地区において、現在は集会所という認識のもと、維持管理を地区の方に行っていただいている。財産区分は今のところ普通財産のままである。</p>	
会員（三瓶）	<p>その2地区の対応については、集会所についてのアンケートを市内の</p>	

事務局	<p>各行政区で実施し、その結果を見て対応するということがあったが、その2地区は、普通財産として西予市と協定等を結んでいるのか。</p> <p>今現在は普通財産という取扱い。地域の方々との協定については、今後アンケートの結果に基づいて、2地区の地域の方と話し合いをして進める予定である。まだ話し合いには至っていない。</p>
会員（三瓶）	<p>以前、渡江集会所を見させてもらった際に、年間52万円相当の費用がかかっているとのことだったが、協定も結んでいないのにその金額を集めるのか。</p>
事務局	<p>地区から市に払っていただいているわけではない。光熱費等、かかった経費を、それぞれの地域が負担されているということである。</p>
会員（三瓶）	<p>西予市財産規則で協定を結んでいるのか。</p>
事務局	<p>分館から集会所になる時に交わした覚書で規定しており、それに基づいて地域の方に支払っていただいている。先ほどご指摘があった通り、市長部局が普通財産として管理をしていく上で、手続きに不備があり今に至っている。きちんと契約を交わす必要があるため、その内容について協議をする準備をしている。よって、現在は、覚書の内容で進めさせていただいている。</p>
会員（三瓶）	<p>副分科会長に西予市の普通財産の在り方について、議員として調べていただくよう要望する。</p>
会員（三瓶）	<p>明浜の件について、なぜ今まで、議決までして後の事務ができなかったのか。</p>
事務局	<p>明浜の対応については、双方で移行に関する条件を協議し、修理が必要なものは市が修理した。維持管理費については、段階を追って地域に全額負担していただくといったような、住民の方に直接影響のあることについては、履行させていただいている。役所内の事務手続きを怠っていた部分があるということである。そこはきちんとした段取りを踏まえ</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>て、今後整理していく。</p> <p>資料5-1、分館と集会所の違いの説明に、ものすごく違和感がある。基本的な分館の成り立ち、規模、使用状況を説明されながら、最終的には、集会所と分館の現状は同じということで、何も市の考え方が変わっていない。今まで話してきたことは一体何だったのか。そこが私としては非常に残念である。</p> <p>要は、集会所と分館が、使用状況が同じだからという判断で、そこに問題点をすり替えてしまっている気がしてならない。本質的な分館の成り立ちや経緯をきちんと理解していただけているなら、現在の集会所と分館の状況が全く同じだという判断だけはやめていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>三瓶の分館は、今までの経緯もあるし、分館経費の1割を住民に求めていたという問題はある。しかし今の利用状況で判断をしなければ、どこで判断するのか。</p> <p>ただ、皆さんのご意見を聴く中で、明浜の分館移行と同じような全額負担への移行ではいけないだろう、もっと色々なことを配慮すべきであると考えている。その配慮の部分については次の資料に記載しているが、納得をされない部分も多いかもしれない。現状がどうなっているのかが最初の判断になろうかと思う。今、どんな利用のされ方をしている施設なのか、市はそこに公費を投じるべきかどうか、市民がそこを管理すべきかどうか、まずはその判断が必要。</p> <p>市民の負担が必要になった時に、いきなり来年から全額払ってください、というわけにもいかない。また、古く大きな建物が多くある。そういう所にどんな配慮ができるか、というところだと思う。次に説明する方針について色々意見があろうかと思う。今日はそこを受け止めて帰るつもりである。</p> <p>私達は、自治組織の在り方を変えてほしいと言っているわけではない。住民の皆さんは今まで通り、引き続き活動をしていただく。旧東宇和4町も同じような活動をし、自治組織や施設を舞台として、公民館との連携の中で社会教育を推進していただいている。私は分館制度が変わって、施設の維持管理費が地元負担になったとしても、今まで通り社会教育は推進できると思っている。</p>

<p>会員（明浜）</p>	<p>【 暫時休憩 】</p> <p>三瓶の方は社会教育への思い入れが強く、スポーツ面、音楽面など実績も上げられている。ただ、分館と集会所の問題は、施設の問題以上に活動をどうしていくかということも併せて考えていかなければならない。分館が集会所になった場合に、地域の拠点としてどのような使い方ができるのか。</p> <p>例えば、垣生の分館は、分館の建物の一部（外側）に消防団施設が併設されている。逆に言うと、分館は社会教育法に定められた社会教育施設であるから、消防と分館の併用は本来なら制約があるのだが、集会所の場合はそういった制約もなく、消防も使いやすい形で改装するなり、使用するなりできる。そういった形で、これから集会所になった場合に、地域にとってどのような利点があるのか、どのような使い方をするのか、そういった視点で考えていけばいいと思った。</p> <p>（２）分館の移行方針について</p>
<p>事務局</p>	<p>集会所という表現が、今回の件で、旧東宇和や、市の方針をイメージするような言葉になっているように感じる。別に、集会所という名前ですべて移行するというわけではない。集会施設という意味でとらえていただければいいし、利用の仕方も、使い方を変えていただきたいというわけではない。今までと同じように使っていただけたらと思う。今までと同じ使い方をするが、分館という位置付けが外れるので、維持管理に係る経費を地区の方でご負担いただけないか、という前提である。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料５－２をもとに説明をする。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>集会所の名称の件だが、令和元年の市政懇談会で、部長、市長、動画等、全てにおいて、分館を、条例もない東宇和の集会所に移行してくださいと説明してきている。</p> <p>これは今日をもって、三瓶の公民館分館が手続きによって廃止になったことを想定した呼び名は、「行政区の拠点」と呼んでいただきたい。「集会所」という名前はお断りする。</p>

事務局	「行政区の拠点」ということで構わない。
分科会長	今後は「集会所」という言葉は「行政区の拠点」に置き換えることとする。
会員（三瓶）	市政懇談会での三瓶住民からの意見で、分館を集会所として区で引き取るのは、維持管理費がかかりすぎるためできない、という意見が出ている。それに対して市長は、分館については色々な対策を講じ、皆さんに納得していただけるようにしたいので、もう少し時間をいただきたいと答弁している。その答弁の結果がこの資料5－2と理解してよいか。
事務局	はい。そのように理解していただければと思う。
事務局	市長が答弁した当時は、まだ市民検討委員会もこの分館分科会も立ち上がっていなかった。分科会のような場で協議をしていただきながら、内部でも協議を進めて行くという意味合いであるのでご理解いただきたい。
会員（三瓶）	<p>前回の分科会で、次の会からは素案作りに向けて努力すべきではないかと意見を言ったが、今日急にこのような資料をもらっても、持ち帰ってよく見てみないと、今すぐには理解できない。</p> <p>一つ確認をさせてほしい。まちづくり推進課長は、分館は自治法ではなく、社会教育法第21条に基づいている教育財産だと説明された。行政財産の中に公用財産と公共用財産とあるが、分館はそれらのどちらになるか回答してほしい。</p>
事務局	分館は行政財産であり、教育財産である。行政財産の中で、分館は市民が共同で利用する財産ということになるので、公共用財産となる。公用財産というのは市役所であったり、支所であったり、市が直接使用する財産が公用財産になる。市民の方が一緒に共同で利用される場所は公共用財産ということになる。
会員（三瓶）	資料では、公共用財産の項目に公会堂が入っているが、分館を公会堂にすれば行政財産になるのか。

事務局	<p>公会堂にも色々ある。市が建て、市が管理している公会堂は行政財産、公共用財産になる。野村町に、現在解体中であるが、野村公会堂という建物があり、そういったものは公共用財産になる。一方、各行政区によっては、集会所のことを公会堂と呼ばれるところもあると思うが、地域で建てられたものは行政財産ではない。</p>
会員（三瓶）	<p>公の施設について質問したい。公の施設は自治法特有の概念であり、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう、と自治法 244 条にある。ということで、市の普通財産として、行政区の拠点として利用させていただく時は、公の財産ということで、福祉増進に供するためという目的に当てはまるか。</p>
事務局	<p>公民館は行政財産であり、公の施設になるので、今言われたものに該当する。分館は、条例等の目的が廃止された後に普通財産という風になるので、それは公の施設ということにはならない。条例等で目的が定められていないものが普通財産である。</p>
会員（三瓶）	<p>市の財産は公の財産ではないのか。</p>
事務局	<p>大きな意味では、普通考えれば公の施設である。財産云々を考えた時には、資料の最後の方にあるように、条例をもって公の施設という風に書かれている。</p>
会員（三瓶）	<p>ということは、普通財産として使う行政区の拠点は、西予市の財産なので、公の財産。西予市は公ではないのか。</p>
事務局	<p>普通財産を地域に無償貸与するであるとか、色々なやり方があると思う。これから皆さんを含めて協議をさせていただいて決めることになる。普通財産は市が所有するわけなので、市の財産であることには間違いない。</p>
会員（三瓶）	<p>地域づくり活動センターの機能の柱の中に「支えあいの場」として福祉が記載されている。福祉は、地域福祉の向上を図るための場である。</p>

	<p>当然、行政区の拠点、行政区長の協力なしには小規模多機能自治はできない。そのためにも行政区の拠点は公の財産で、資料に記載されているように、福祉の増進に供するためにあるのではないか、一翼を担うのではないかとやっているのである。</p>
事務局	<p>地域づくり活動センターは、条例で定めたセンターになるので、当然行政財産であり、公の施設になる。で間違いない。</p>
会員（三瓶）	<p>地域づくり活動センターは、行政区長のもと、行政区が協力しなければ生きてこない。活動センターが間違えば、行政区長以下、皆そっぽを向いてしまうなど、色々な心配事がある。先ほど言ったように行政財産は、センターの福祉の増進に努める支えあいの中に入っているのだから、行政区の財産、普通財産として使わせていただくなら、福祉の増進に努めるという義務があるのではないかとということで質問した。</p>
事務局	<p>センターは、先程申し上げたように、条例を定めて設置するので、当然行政財産であり、公の施設になるので、そのセンターの中で福祉の増進にも努めていただくことになる。今言われたことで間違いないと思っている。</p>
分科会長	<p>これについては行政側でもいったん整理をしてほしい。</p> <p>三瓶の場合、どこが地域づくり活動センターになって、19分館の中のどこが行政区の拠点になるのか。市民検討委員会の中では公民館の地域づくり活動センター化が大きな狙いになっているが、では三瓶の場合、その地域づくり活動センターはどこになるのか。また、行政区の拠点との関わりはどうなるのか。</p>
事務局	<p>三瓶地区だけではなく、地域づくり活動センターの拠点については、これから市民検討委員会の検討事項5、6で協議していただくことになっている。最初の案としては、今の公民館を地域づくり活動センターに移行していただくことを想定している。</p>
会員（三瓶）	<p>昨年12月定例会市議会の一般質問で、小野議員が、三瓶東公民館は文化会館の中に併設されているが、どこを地域づくり活動センターとする</p>

事務局	<p>のか、という質問をし、当時の総務部長が、条例は文化会館の条例、施行規則となっていて、非常に住み分けが難しい、非常に難しい問題だ、と答弁している。この問題はクリアしたのか。</p> <p>市民検討委員会の協議事項ではこの問題を上げていない。公民館がない地区ということで大野ヶ原、下泊、周木が上げられているが、公民館があっても問題が解決していない所をあげていない。</p> <p>承知した。この件については、市民検討委員会で、委員の皆さんに協議していただきたいと思う。</p>
会員（三瓶）	<p>市の財産というのは、公有財産があってその中に行政財産と普通財産がある。そして、物品や基金など、これらを総じて市の財産。したがって、普通財産もれっきとした財産。ただ、行政財産、公共用財産、そして普通財産というのは、市が持っている宅地や、あるいは山林などを指す。先ほど公共用と行政財産は本庁舎や支所などだと言われた。それは正解。ただ普通財産も公の財産であるということは付け加えさせていただく。</p> <p>前回の分科会での一問一答の続きから、簡単に始めさせていただきたい。三瓶町の分館は法令に基づいた公共用財産である。本来は、公共施設なので自治体の公費全てで拠出すべき建物だが、三瓶町の分館の大半が建築費 50%、維持管理費 10%、修繕費 50%、物品あるいは備品代の全額を負担して公共用財産として現在きているが、この現実をどう受け止めておられるか。</p>
事務局	<p>確かにおっしゃる通り。この負担というのは旧三瓶町時代からずっと続いていることで、合併の際にも整理ができず、今に至っている経緯がある。このことは私達も認識している。</p>
会員（三瓶）	<p>1点目に、三瓶町の分館方式を取り入れた場合の試算。人口密度を考慮しながら、整合性をもたせた根拠のある試算をしてほしい。</p> <p>2点目に、新築・改築の年次計画はどうか。年間6つも7つも改築したり新築したりできるのか。</p> <p>3点目に、財産、職員を含めて管理問題。これがあまりにも曖昧すぎる。集会所の数もすぐに正確な数字が出てこない。明浜町の、分館から</p>

事務局	<p>集会所の移行についてもそう。議決までしておきながら、その財産の管理もできていない。議会ももっとしっかりして、こういったことを追求してほしい。</p> <p>4点目に、特異な町とはどういう町なのか。なぜ三瓶町が特異な町なのか。</p> <p>【 暫時休憩 】</p> <p>1点目について、分館方式でのシミュレーションについては以前から言われていたが、考え方として、今旧東宇和4町の方は維持管理費を全額地元負担し、利用状況も社会教育・生涯学習等、自主・自立した地域自治を運営されているということがある。5町の内4町でそういうことができているということがあるので、三瓶町も同じように、住民自治のあり方として、そういうことに変えていけないかというところである。財政のことを出したのは、片やこのやり方で地元が全額を負担し、片や市が9割出しているという現状を揃えるということ。全体をシミュレーションするところまでは考えていない。</p> <p>2点目に新築のペース、考え方はどうかということだが、先程お示した資料5-2、移行パターン1で新築のケースを記載している。事前に意向調査をして、整備計画を立てるということで記載している。一つの大前提として、建築してまだ間もないところは、やはりご遠慮いただくということはあると思う。この部分のやり方はもう少し考えさせていただければと思うが、当然、安土分館などは手を挙げていただければ新築の対象となると思う。新築数は8件になるのか10件になるのかわからないが、今までの集会所建設で活用してきた外部の財源に頼るのではなく、市の単独財源で、できる限りこの5年間で対応する。これは市の一つの覚悟である。</p> <p>3点目の財産管理等について、今後、明浜の事例のようなことがないよう、内部でもきちんと整理するということはもちろん、集会所の扱いについても、今まで整っていなかった分は、現在行っている状況調査の結果を踏まえて、どのような形にしていくかということまちづくり推進課が検討している。当然のことながら、分科会等に出てきたご意見を受けて進める。</p> <p>4点目の特異な町という発言については、発言当初から頭を下げている。</p>
-----	---

	<p>るところである。資料を作る段階で「特異な」という言葉が出てきていたが、それを見逃してしまうくらい「特異な」という表現に、その当時は、私達はそれほど違和感を持たなかった。違和感を持ち始めたのは、やはり市政懇談会でご意見があり、分館懇談会で各分館をまわった中で、どれだけ三瓶の方を傷つけた言い方で、非常識な表現だったかというのを、後になってわかったところだ。本当に申し訳なかった。「特異な」という表現に限らず、まず皆さんに第一段階で提示した考え方も、状況を踏まえぬにご提示していたし、説明の仕方にも上から目線と色々ご指摘を受けたが、そういったところの認識がなかったと、個人的にも反省しているし、組織的にもこれはまずかったのではないかということで、考えを改めているところである。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>納得できないことが1点だけ。分館方式についてである。合併の前提として、それぞれの町の持ち味を生かした対等合併ということで合併をした。いつひっくり返すような話になったのか。17年の間に方向付けをした上で、見直しでもしていればいい。市政懇談会の時に、あなたたちは精査、検証、改善をしたことがあったか、10数年間に何かしたことがあったかと質問をしたら、一度もしてないものだから、その答弁がなかった。未だに答弁されていない。それは怠慢。合併はお互いの持ち味を生かしながらで対等合併をしたのに、一方的に三瓶だけが特異だとか、分館方式だとか、特異の言葉も当時は気づかなかったとか、こういった発言は慎んでほしい。</p> <p>地域づくり事業に対する骨格が、10年経過した今も未だに見えてこない。この事業が西予市の変革を願うならば、そこから見えてきたものについて、担当課長としてどう考えているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>小規模多機能自治については、西予市のこれから10年先、20年先を見据えた時に、人口減少や高齢化などで、住民自治が成り立っていかないというところがあったので、この事業を進めている。行政だけでは小規模多機能自治はやっていけないということで、住民の方々にご協力をいただいて、西予地域づくりという形で事業を進めていただき、皆さんの地域で何が問題なのか、どういった課題に取り組んでいけばいいのかということ、この10年間進めてきていただいたのだと思う。</p> <p>骨格ということ言うと、住民自治が今後発展していくための、それ</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>それぞれの地域で課題に向かって解決できる体制づくりが重要であると考ええる。その中で当然行政も関わって、各地域でともに進めて行く必要があると考えている。</p> <p>私はこの分館問題の解決をなくして、地域づくり活動センター化事業の推進はないと考えている。</p> <p>前回の分科会で質問したが、分館の所有者、権利者は市長である。また、利用者、使用者、管理者は当該区民や区長であるということが確認できた。そこで分館移行後、名称が何になっても、解体までは公有財産であるということに変わりはないか。負担は7対3ということで。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。5年間は7対3である。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>7対3の根拠は。</p>
<p>事務局</p>	<p>市としては全額を地域にご負担いただきたい。ここを段階的に移行していったのが明浜の事例である。急に全額地元負担をお願いしてもいけないので、段階的に割合を変えていこうと説明してきた。その1段階目、これを長期間、5年間とっていると解釈いただければと思う。その後、3年をかけて5割とか8割という形で上げて、4年目からは10割の全額を地元でご負担していただくという考え方になっている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>寄付金について、一般寄付、指定寄付、負担付寄付があるが、三瓶の分館の寄付はこれのどれに該当する寄付と考えているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当時の三瓶町議会の上程状況などを確認した結果、こちらとしては<u>一般寄付（後程撤回）</u>と言う風に捉えているところである。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>その理由は。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会の議決がなかったという点。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>建物が建ったあと、地域住民に区費の何百倍も集金している。その現実はどうなのか。だから指定なのか。議会は通していないが負担付寄付</p>

	<p>なのか。未だに1割の維持管理費を出せと言う。公共用建物なのに、お金を出してくれと。三瓶の場合は公共用の建物である。出せなどという言葉を使ってはいけない。</p> <p>それで7対3の比率というのはどういう根拠か。この寄付によっては、今度は、割当的寄付の意味合いもおこってくる。そうすると地方財政法にひっかかる。曖昧な言葉で発言されると、この公共的建物については、地方自治法、そしてそれにまつわる司法、財政法等が関わってくるので、真剣に考えながら文章を作成しないと。一般寄付だったら先にお金を出している。分館は、建った後から寄付をした。そのことをよく考えてから取り組んで欲しい。</p> <p>また、1割についても、三瓶町では寄付、市においては諸収入。この諸収入。自治法上で一番末尾の項目だが、これの何に該当するのか。この寄付金が。公共用建物の寄付金が諸収入のどこにあたるのか。</p>
事務局	<p>大きな枠として諸収入ではあるが、詳細については確認が必要。</p>
会員（三瓶）	<p>諸収入は大きな枠ではない。①延滞金・加算金及び過料②預金利子③公営企業貸付金元利収入④貸付金元利収入⑤受託事業収入⑥収益事業収入⑦利子割精算金収入、そして雑入。あなた達は雑入と言うだろうと思って調べてきているが、雑入には、滞納処分費、弁償金、違約金及び延滞利息、小切手未払資金組入れ、過年度収入、そして雑入。どこに入るのか。私は純粹に寄付なら寄付で受け取ったり、負担なら負担金で受け取ったりされた方がまだ気持ちがいい。三瓶町は教育委員会に、行政区から公民館を通じて寄付金を出している。それを、市がいつの間に雑収入にしてきたのか。その辺も知りたい。</p>
分科会長	<p>後日きちんと回答できるように。</p>
会員（三瓶）	<p>先程会員が言われたが、平成17年、18年と分館長をしていて、寄付をお願いしますということで対応してきた。現財政課長に聞くと、西予市になってから改革をし、会計収支の仕方を、旧三瓶町時代の寄付から諸収入に変えたと言われた。三瓶では、ご負担をお願いしますと言って大切なお金を納めているのに、もう少し真剣に行政は取り組んで欲しい。渡江・宮野浦の問題も、財政課は情報を共有できていないと言って</p>

<p>分科会長</p>	<p>いた。私から聞いて初めて知ったと言っていた。もっと総力をあげて行政に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、この資料5-2を今日出されても、計算もわからない。帰ってからじっくり見るので、引き続きこの件は取り扱うようにしてほしい。</p> <p>これについては十分に精査をする必要があるので、これを基に次回の検討委員会は進めて行きたい。</p> <p>7対3の根拠について、そして諸収入についての問題もある。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>生涯学習課長は先ほど私の寄付の質問について、一般寄付と言われた。使途の決まっていない寄付は三瓶町にしていない。間違っはいけないので、取り消された方がいいと思う。使途が決まっていないものが一般寄付。使途が決まっているものは指定寄付、負担付寄付になる。もし公共物から外すとなったら、寄付金として出していたものを全部返さないといけない。</p> <p>もう一点、地方公共団体の住民に対する割り当て的な寄付は、地方財政法第4条の5で禁止されている。これを建てるからと言って地域住民から寄付を集めてはならないと。裏を返せば公が公費で建てるというのが建前であるということ。このことをもう一度頭の中に含んで、間違った発言をしているなら、訂正した方がよい。</p>
<p>事務局</p>	<p>一般寄付という解釈はしていたが、委員の解釈が提示されたので、いったん一般寄付という回答は撤回をさせていただき、あらためて責任をもって確認をする。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5-2だが、提示が遅くなって申し訳ない。本来であればこのような重要な資料については予めお送りをして、一度内容を確認いただいた後に会議に出席していただいて、意見を頂戴するというのが常識であるが、市の方針協議に時間を要した。その結果、当日配布ということになった。次回分科会までに、個人的にでもご質問があれば問合せいただければと思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶の分科会員8名は、必ず毎回分館分科会の前に8名集まって協議してきた。実際に一昨日も話しをした。その中で、資料5-2の負担金</p>

<p>分科会長</p>	<p>の割合、これは最低限、住民感情からしても、現状の1割以上は出せないというのが8名の検討委員の正直な変わらざる意見である。当然住民の方にフィードバックしていくのに、いつの時期がいか考えているが、具体的な話にはなっていない。正直、この資料5-2が出て来るとは思っていなかった。実際にこのような数字、年次計画が出た以上は、これに対して今の三瓶の住民の方々が、どういう意見をもつかというのが重要になってくる。単純にこのメンバーの中だけで協議するという事ではない。当然答申として挙がってくるので。それまでには三瓶住民がどのような気持ちを持っているのか。私達分館分科会の16名だけの問題ではない。この具体的な資料が出てきた以上は、市の考え方として受け止めて、今後対応していきたいと思っている。</p> <p>三瓶町以外の委員におかれては他の所と比較をして、これでいいのかということも踏まえて、十分検討し、次回ご意見を述べていただきたい。</p> <p>次回の開催日については、市民検討委員会の後に日程を決める。</p> <p>閉会あいさつ 12:02 閉会</p>
-------------	---